

事務連絡

令和7年12月

各民間保育所等新規開設法人

運営準備御担当者様

川崎市こども未来局

保育・幼児教育部保育第1課長

民間保育所等の新規開設に伴う嘱託医との打合せ及び  
区役所への当該結果報告について（依頼）

各法人におかれましては、令和8年4月の民間保育所等の新規開設に向け、現在各種運営準備作業を進められていることと存じますが、嘱託医の推薦につきましては、川崎市医師会を通じて、順次決定しております。

つきましては、速やかに手続きが行えるよう次の事項について、あらかじめ御準備をお願いいたします。

また、別途メールにてお知らせいたします「令和8年4月入所児童に係る入園前健康診断及び健康管理委員会の開催について」も併せてご確認ください。

1 嘱託医と打合せする事項

(1) 保育園の概要

パンフレット等を御持参の上、園の場所、入り口、駐車スペースの有無、定員数、受入年齢などを細かく御説明ください。

(2) 報酬額及び報酬の支払方法等

報酬の所得税の取扱いについては、国の給付費の積算が嘱託医手当については、非常勤職員雇用費扱いとなっていることから、原則として、給与所得に係る源泉徴収分として、所得税法第185条第1項第2号を適用するものと考えています。

(3) 園から嘱託医（園医）に児童票、健康記録表、入園前健康診断記録表の内容及び健康確認の様子を報告する日時

(4) 「嘱託医（園医）による対面での入園前健康診断を実施する児童」がいる場合の入園前健診の実施日時及び場所  
法人で確保してください。園舎以外の場所を使用する場合は、会場の地図なども嘱託医にお渡しください。

(5) 法人で当日用意する器具

川崎市保育施設健康管理マニュアルを御確認ください。

(6) 開園後の0・1歳児クラスは原則2か月に1回、2～5歳児クラスは原則6か月に1回の健康診断実施日時  
川崎市保育施設健康管理マニュアルを御確認ください。

※嘱託医との打合せは、担当者のほか、顔合わせのため、必ず園長予定者も同行するよう  
にしてください。

2 各区役所地域みまもり支援センター児童家庭課へ報告する事項

(1) 保護者が提出する書類（児童票・健康記録表）の提出場所、日時及び手段

(2) 入園前健康診断時の保護者の持ち物

(3) 当日急用等で遅刻あるいは提出ができなくなった場合等の園側連絡先

(4) 入園説明や個人面談等の実施日時

入園を想定した説明会及び面談等については、入園が正式に決定してから実施してください。

※以上の項目について、1月中旬までに各地域みまもり支援センター児童家庭課への報告が完了するように御協力をお願いいたします。

(給付・指導第1担当)  
電話 044-200-2662  
メール [45hoiku@city.kawasaki.jp](mailto:45hoiku@city.kawasaki.jp)